

『ヒロシマ・ソーシャルワークについて学ぶ』

1945 年 8 月 6 日、広島に原子爆弾が投下され、約 30 万人が被爆を受けました。政府は 1957 年以降、被爆者認定制度（医療費助成や手当）を運用しましたが受給要件が厳しく、現場の医療ソーシャルワーカーは日々被爆者の相談に応じるなかで制度の矛盾を感じていました。1975 年に原爆被害者問題ケースワーカー研究会を立ち上げ、被爆者の語りを聴き、生活史調査を行い、原爆症認定の裁判などに取り組みました。ソーシャルアクション、社会の変革ともいべきソーシャルワーク実践です。

ここ沖縄も戦争経験地域として恒久平和の伝承が行われています。広島で行われた実践を通して、平和や人権、医療や福祉について考える機会として設定いたしました。

日時：2023 年 7 月 25 日（火）18:30～19:30

オンライン開催：ZOOM

参加費：無料。申込み不要

対象者：どなたでも参加できます。会員、非会員、学生など

内容：原爆被害者へのソーシャルワーク支援について、著書『ヒロシマのソーシャルワーク 不条理の是正という本質に迫る』を参考にお話します。資料は添付しています。

発表者：嘉手納泉也（県 MSW 協会 社会活動部）

*8 月 6 日「フィールドワーク in 広島」の事前学習としてまとめた内容をお伝えします。講師や実践者ではありませんのでご了承ください。詳細は MSW ニュース 5 月号をご参照ください。

参加 URL: <https://us02web.zoom.us/j/89504356236?pwd=OUVuZy9TQUdmd0l6c2QyUVhlMmkrQT09> ← クリック

ミーティング ID: 895 0435 6236

パスコード: 850752

◎ ご参加の方へ ◎

- ・当日は 18:20 から ZOOM に入ることができます。途中参加、退室はいつでも可能です。
- ・事前に ZOOM のインストール、インターネット環境などご確認をお願いします。
当日、通信の不具合等の対応は致しかねますのでご了承ください。
- ・画面共有にて進行します。資料はチャット機能にて配布しますのでダウンロードをお願いします。
- ・音声は OFF（ミュート）をお願いします。ビデオは ON・OFF どちらでも構いません。
- ・今回の勉強会は当協会が 8 月に行う「フィールドワーク in 広島」の事前学習に位置づけていますが、ソーシャルワーク実践を広く知って頂きたく、どなたでも参加が可能となっています。

担当・お問い合わせ

嘉手納泉也（大浜第一病院）、島袋究（中部協同病院）、宮城幸之佑（中頭病院）

TEL：098-866-5171 E-mail：m_kadena@ns.omotokai.jp

『ヒロシマ・ソーシャルワークについて学ぶ』 ー8 月 6 日、広島原爆の日。フィールドワーク in 広島 に向けてー

1. 歴史的経緯

1945 年 8 月 6 日	原子爆弾が上空 600 メートルでさく裂。立ち上るきのこ雲。約 30 万人が被爆。
1949 年 8 月	「広島平和記念都市建設法」が施行。1955 年に平和記念館が開館。
1957 年	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」制定。 原爆症認定制度の開始。1960 年に医療費助成開始。
1968 年	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（特別措置法）」制定。 諸手当の給付（月額 1 万円など）は所得制限があり、半数以上が非該当。 MSW は日々被爆者の相談に応じ、制度の矛盾の理不尽な説明に迫られた。
1975 年	原爆被害者問題ケースワーカー研究会の立ち上げ。
1977 年	生活史調査の取り組み（NGO 被爆者問題国際シンポジウムが契機）。
1980 年 12 月 11 日	厚生省意見書。被爆者の特殊性を「放射線による健康上の障害」に限定し、戦争の「一般の犠牲」として国民すべてが受忍（損害・我慢）すべきとした。
1981 年	MSW を中心に専門ボランティア「原爆被害者相談員の会」が結成。 先輩ワーカーや近隣 MSW の紹介で会に参加。現在も継続。
1982 年 3 月 21 日	「平和のためのヒロシマ行動」集会。平和公園周辺に 20 万人が結集。
2001 年	原爆症認定基準を初めて公表。被爆距離（3.5km 内）と癌との原因確率を示す。

2. 概要

広島県の総人口は約 275 万人（広島市は約 118 万人）、総面積は 8,479 k m²（沖縄県の約 4 倍）。

被爆者健康手帳（被爆者数）

- ・手帳所持者数は約 11 万人（2022 年）。1981 年の 37 万人をピークに減少。
平均年齢 82 歳（2018 年時点）、一番若い胎内被爆者は 73 歳。
広島市の 71 歳以上高齢者の 4 人に 1 人は被爆者（26.3%）。
後遺症：悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、熱傷^{はんこん}瘢痕・ケロイド、負傷、肝機能障害、
心筋梗塞、放射線白内障など。
- ・癌などの発病や診断に伴い申請。医師の診断書で被ばく距離や被爆時年齢の聴き取り。
- ・申請については、証人はいない（曖昧な記憶）、手続きの大変さ、社会的不利、思い出す・話すのが嫌などの理由でしない方が多い。

原爆症認定数：1962 年は 4,961 人、1965 年は 100 人未満、1995 年は 2,030 人（認定率 32%）、
2010 年は 1,435 人。2021 年は 557 人（認定率 71%）。過去 10 年で約 8,000 人認定。

各種手当：医療特別手当（受給率 約 5%、約 6,000 人）、特別手当（約 1%）、健康管理手当など。

被爆者の高齢化

- ・1993 年の広島市の被爆高齢者は 45.9%を占めていた。当時はどのように被爆者制度や手当、福祉制度、施設などを利用できるか、わからないことばかり。相談員の会により「被爆者のための介護と福祉の講座」の開講や、『高齢者・被爆者のための介護と福祉の手引き』を発行。

3. 支援内容

①被爆者健康手帳申請と原爆症認定申請

提出書類に被爆状況や症状や疾病について、被爆者から1～3時間かけて聞き取り記載する。

②自分史『生きる』の発行サポーター（1995年～出版。現在、6作目）

被爆者の被爆体験やこれまでの人生を言葉にしてまとめる作業（60名～）。

「いのち」「くらし」「こころ」にわたる苦悩、生活史の聴き取り。理不尽さへの共感。

被爆者の苦しみは8月6日に限定されるわけではない。放射線による健康被害やその不安だけでなく、「あの日」の記憶の過酷さや死者に対する罪意識など、現在に至るまで続いている。

原爆被害の本質は「生存者からく生きようとする意志」を剥ぎとる」こと。

MSWは自らの問題として捉え、「支援者」から「同伴者」「継承者」へと視点を転換していく。

③ 8.6 証言のつどい（1982年～。年1回・YMCAにて）

「原爆は人間に何をなしたのか、人間は原爆に対して何をなしうるのか」を社会に問う。

証言者（10名～）、参加者（200名～）によるつどい。

第28回（2009年）には「戦後は続く沖縄と広島」で元新聞記者の比嘉氏が講演。

④機関誌『ヒバクシャ ーとともに生きる』発行（年1回）

⑤原爆症認定裁判の陳述書作成

2003年に原爆症認定の却下処分を受けた全国の被爆者が取り消しを求めた集団訴訟が始まる。

2006年に全員勝訴（41人）。2017年の判決（11人）では敗訴となり、裁判が続く。

多くのSWが手伝いをした。60年前の曖昧な記憶を聞き取り、思いを陳述書へ記載した。

⑥被爆者外来

⑦原爆小頭症患者（全国22人。2011年）：

2011年から広島市に専任相談員（MSW）を配置。医療サービスと福祉サービスの両方の支援。

（施設入所、医療行為：股関節脱臼や糖尿病、親亡き後）

「きのこ会」：患者とその親たち（70代）のグループ。1995年に18名の生活実態調査を行う。

11名が社会制度（身障手帳、障害年金など）未申請と判明。申請援助する。

4. 他の取り組み

●チェルノブイリ原発事故（1986年）の被災者と1996年から現地交流。原爆展の開催など。

●相談員の会が、健康相談会として2012年、2014年に福島原発被災者・避難者への訪問。

①行動や食事、健康などの記録を残す ②放射線被害のオープンな情報提供

③現地ソーシャルワーカーへの支援 ④被災者への補償法整備の情報収集

●在外被爆者支援。韓国、米国、ブラジルなど外国人への手当受給や原爆症認定などの支援。

厚生省によれば、約2,658人（2022年、長崎含む。2005年は18,069人）。

●被爆者の体験継承に向けた取り組み

2008年9月26日～28日、ひめゆり平和祈念資料館（沖縄県）を訪問し学ぶ。

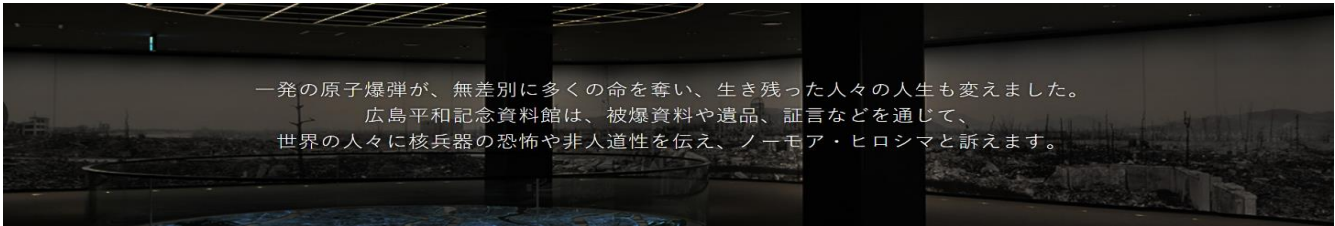
沖縄戦記録フィルム運動の会、沖縄戦語り部、集団自決チビリガマ（読谷村）など。

●福井県立大学の取り組み：

「平和と人権を考えるフィールド教育プログラム」で広島と沖縄へ社会福祉ゼミ研修を例年実施。

被爆者や沖縄戦体験者に会い、語りを直接聴くこと。

5. 参考資料



出典：<https://hpmuseum.jp/>

各種手当について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき支給される手当としては、保健手当、健康管理手当、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当、家族介護手当があります。これらの手当は、いずれも被爆者の中には、原子爆弾の傷害作用のため生活能力が劣っていたり、原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いこと等にもとづき設けられた制度です。

手当の種類	支給要件		支給額（令和5年度）
▶ 保健手当	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	下記以外の人	月額17,940円
		身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月額35,760円
▶ 健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人		月額35,760円
▶ 医療特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人 (▶ 原爆症認定ヘリンク)		月額145,420円
▶ 特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人 (▶ 原爆症認定ヘリンク)		月額53,700円
▶ 原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人		月額50,050円
▶ 介護手当	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)		(重度) 月額105,800円以内 (中度) 月額70,520円以内
▶ 家族介護手当	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)		月額22,830円
葬祭料	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給		212,000円

引用・参考文献

原爆被害者相談員の会編著（2019）「ヒロシマのソーシャルワーク 不条理の是正という本質に迫る」かもがわ出版.

広島平和記念資料館ホームページ <https://hpmuseum.jp/>

広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/atomicbomb-peace/9399.html>

広島県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/genbaku/index.html